

# 納税通知書の概要

## 【固定資産税について】

### 1. 課税の根拠

地方税法第342条並びに常総市税条例第55条の規定によって、課税年の1月1日現在市内に所在する固定資産を対象としてその所有者に、固定資産税が課せられます。

### 2. 延滞金

納期限までに税金を完納しない時は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じその金額（税額に1,000円未満の端数があるときはその端数、全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる）に年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

### 3. 審査請求等

固定資産の価格について不服がある場合においては、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に常総市固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出をすることができます。この審査の申出に係る常総市固定資産評価審査委員会の決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができるが地方税法第434条によって定められています。

固定資産の価格以外の事項に不服がある場合においては、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この事項の処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後に、当該判決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

### 4. その他

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までに納付しないときは、国税徴収法の例により滞納処分を受けることとなります。

## 【課税明細書の見方】

### 土地の場合

①地目	②地積	③評価額	④課税標準額	⑤本則課税標準額	⑥相当税額
上段に登記地目、下段に現況（課税）地目を記載（宅地・田等）	上段に登記地積、下段に現況（課税）地積を記載	その資産の評価額を記載	実際に固定資産税率（1.4%）をかける金額		
土地 ●●町字■□123 宅地	200.25	固定	865,294	865,294	
宅地	200.25	都計	869,508	0	
住宅用地特例、物件番号 00000000		51,058,085	0	11,999	
		小規模住宅用地 200.00	856,641	1,010	
		一般住宅用地 1.26	8,653	1,010	
		上記以外の土地 0.00	0	0.000	
					⑦前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)
					⑧負担水準

### 家屋の場合

①種類	②構造	③床面積	④課税標準額	⑤備考	⑥評価額	⑦軽減税額	⑧相当税額
種類（居宅、車庫、共同住宅等）を記載	木造、鉄骨造、軽量鉄骨造等を記載	上段に登記床面積、下段に現況床面積を記載	実際に固定資産税率（1.4%）をかける金額	課税標準額の特例等、特記事項を記載	その資産の評価額を記載	新築家屋等による軽減税率を記載	
家屋 ●●町字■□456-7 居宅	122.55 令和7年	固定	8,093,400				55,474
木造	122.55 2階建て	都計	0				57,833
456-7 新築住宅軽減 令和10年まで適用、物件番号 99999999	瓦葺	8,093,400					
		小規模住宅用地					
		一般住宅用地					
		上記以外の土地					

※常総市ではH28年度より都市計画税を廃止しているため、都市計画税に関する欄には記載がありません。

※相当税額の合計と納税通知書の合計年税額は、端数処理の関係で一致しないことがあります。

※登記情報と現況は異なる場合があります。

## 【土地関係】

### 1. 負担調整措置

土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合でも税額の上昇はゆるやかなものになるよう、負担水準に応じて課税標準額を徐々に本来の額に近づけていく負担調整措置が講じられています。

### 2. 負担水準

負担水準とは、個々の宅地等の前年度課税標準額が当該年度評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度の評価額} (\times \text{住宅用地特例率} (1/6 \text{ または } 1/3))}$$

### 3. 住宅用地特例率

○小規模住宅用地 … 評価額×1/6 ○一般住宅用地 … 評価額×1/3

※住宅用地とは、住宅の用に供される土地をいいます。(ただし、家屋の床面積の10倍まで)小規模住宅用地とは、200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸当たり200㎡までの部分)をいいます。例えば、300㎡の住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば、200㎡が小規模住宅用地で、残り100㎡が一般住宅用地となります。

※評価額は地価公示価格等のおおむね7割を目安として価格を決定しています。

### 4. 負担水準に応じた課税標準額の算出方法(宅地)

住宅の区分	負担水準	当該年度課税標準額の算出方法
住宅用地 小規模住宅用地	1.0以上	当該年度評価額に住宅用地特例率を乗じた額
	1.0未満	前年度課税標準額+当該年度評価額(住宅用地特例率を乗じます)の5%の額と、当該年度評価額(住宅用地特例率を乗じます)の少ない方の額 ※負担水準の極端に低い土地で、上記5%加算後の額が当該年度評価額の20%を下回る場合には、20%相当額
非住宅用地 (商業地等)	0.7超	当該年度評価額×70%
	0.6~0.7以下	前年度課税標準額と同額(据置)
	0.6未満	前年度課税標準額+当該年度評価額の5%の額と、当該年度評価額×60%の額の少ない方の額 ※負担水準の極端に低い土地で、上記5%加算後の額が当該年度評価額の20%を下回る場合には、20%相当額

※農地(田・畑)の場合については調整率によって年々なだらかに課税標準額が上昇していくことになります。

## 【家屋関係】

### 1. 新築住宅の軽減

新築された住宅が次の要件をすべて満たすときは、居住部分の120㎡までの固定資産税額が3年間(3階建以上の中高層耐火住宅については5年間)2分の1に相当する額が減額されます。

(要件①)居住部分の床面積の割合が2分の1以上の居住用家屋(専用住宅、併用住宅、アパートやマンションなどの共同住宅)であること。

(要件②)居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。賃貸に供する共同住宅については1戸あたりの床面積が40㎡以上280㎡以下であること。

### 2. 認定長期優良住宅新築に伴う軽減

新築された認定長期優良住宅に対して、5年間(中高層耐火建築物にあっては7年間)その住宅に係る120㎡までの固定資産税額の2分の1に相当する額が減額されます。この措置は、「1. 新築住宅の軽減」に代えて適用されます。また、床面積の要件は、「1. 新築住宅の軽減」と同様です。

### 3. 耐震改修に伴う軽減

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、地震に対する安全性に係る耐震基準に適合させるよう一定の改修工事(1戸あたりの工事費が50万円超のものに限る)を施し、その事実が証明された住宅については、翌年度その住宅に係る固定資産税額の2分の1(認定長期優良住宅は3分の2)に相当する額が減額されます。(減額対象床面積は120㎡までになります)

### 4. バリアフリー改修に伴う軽減

65歳以上、要介護(要支援)認定を受けた者、または障がい者が居住している新築された日から10年以上経過した住宅のうち、バリアフリー改修工事(改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下、1戸あたりの工事費が補助金などで補填された額を除いて50万円超のものに限る)が行われた一定の住宅について、翌年度その住宅に係る固定資産税額の3分の1に相当する額が減額されます。(減額対象床面積は100㎡までになります)

### 5. 省エネ改修に伴う軽減

平成26年4月1日以前から所在する住宅のうち、貸家部分を除く居住用部分において、現行の省エネ基準に適合させるよう一定の改修工事(改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下、1戸あたりの工事費が補助金などで補填された額を除いて60万円超のものに限る)を施し、その事実が証明された住宅については、翌年度その住宅に係る固定資産税額の3分の1(認定長期優良住宅は3分の2)に相当する額が減額されます。(減額対象床面積は120㎡までになります)

上記の内容は、法律の定めるところにより適用条件等が変わる場合もあります。

## 【お願い】

◎納付書で納付された場合、領収証書は大切に保管してください。

◎郵便振替、現金書留等の方法で納税する場合は、税目年度のほか納税通知書番号も記載してください。

◎納税通知書の宛先が違う場合(住所変更をした場合)は、常総市役所課税課まで連絡してください。

## 【納付方法について】

<クレジットカード・インターネットバンキング等での納付方法>

右側のQRコードを読み取り、『地方税お支払いサイト』にアクセスし、納付書表面に印字されたeL-QRを読み取ることで上記納付方法が選択できます。

<その他の納付方法>

納付書裏面記載の納付場所・納付方法をご覧ください。



地方税お支払サイト